

令和8年度

事業計画書



日本赤十字社 三重県支部
Japanese Red Cross Society

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。

日本赤十字三重県支部 令和8年度事業計画 目次

■ 日本赤十字社 長期ビジョン	1
1. 国内災害救護	2
2. 国際活動	7
3. 医療事業・保健社会活動	9
4. 赤十字看護師の養成	15
5. 血液事業	16
6. 救急法等の講習	20
7. 青少年赤十字活動	23
8. 赤十字ボランティア（奉仕団）活動	27
9. 赤十字会員の増強と活動資金の募集	31
10. 赤十字の普及と広報活動の推進	35
11. 事業実施体制等の推進	38
11. 令和8年度予算	
(1) 一般会計歳入歳出予算(日本赤十字社三重県支部)	41
(2) 医療施設特別会計歳入歳出予算(伊勢赤十字病院)	42

日本赤十字社 長期ビジョン

目指す姿と長期戦略 ～創立 150 年に向けて～

目指す姿

国内外における人道支援活動の“要”となり、
わが国の地域医療・血液事業の中核を担う赤十字

長期戦略

－ 事業戦略 －

災害や紛争時における支援の充実とレジリエンスの強化
超少子高齢社会における地域の健康・安全な生活の追求
多様化が進む社会における人道の輪の拡大

－ 運動基盤強化戦略 －

会員の赤十字運動への参画促進
奉仕団等ボランティア主体の活動の拡充
国際赤十字との更なる協働

この長期ビジョンを道標として、私たち一人ひとりが自らの発想と意思を持って活動に取り組み、どのような状況にあっても「人間のいのちと健康、尊厳が守られる」世界を目指してまいります。

日本赤十字社三重県支部、伊勢赤十字病院、三重県赤十字血液センターは、今後も広く県民の皆さまに赤十字活動の周知を図るとともに、赤十字としての使命を果たすためにチャレンジを続けてまいります。

1. 国内災害救護 ～地震、台風、水害等 災害で苦しむ人々のために～

めざす姿

豪雨災害など気候変動に伴う自然災害が頻発化・激甚化・広域化するなか、災害からいのちを守り、被災した人々の苦痛を軽減するため、災害対応能力の更なる強化に努めます。

また、資機材の整備や、救援物資の備蓄を行うなど、救護対応能力の向上に努めます。

○ 現状と課題 ○

- 近い将来に発生が予測されている南海トラフ地震などの大規模地震、気候変動により引き起こされる気象災害の頻発化など、指定公共機関としての役割を迅速に果たすことができるよう備えておく必要があります。

日本赤十字社には災害から命を守り、被災した人々の苦痛を軽減する使命を果たすために、医療救護班等を常備し、災害医療に必要な知識や技術の向上、防災関係機関との連携強化など、医療救護班等の災害対応力の向上を図る必要があります。



(青森県東方沖を震源とする地震で情報収集：青森県)



(竜巻災害等への救援物資の配布：静岡県)

- 大規模災害の被災県支部には、災害の規模に応じて全国 90 の赤十字病院から医療救護班が 2 泊 3 日の行程で切れ目なく派遣され、救護活動を行います。

被災県支部では、設置する災害対策本部機能、業務及び体制が標準化され、全国のどこで災害が発生しても、混乱なく災害救護活動が実施できるよう求められています。

- 日本赤十字社は、災害時の医療救護班の派遣による「保健・医療」の分野において活動の中心的役割を担ってきました。近年、在宅避難や車中泊など多様化する避難形態への対応や避難所における衛生管理などの環境整備、様々な人道支援ニーズが拡大しており、それら外部環境の変化に対応することで、日本赤十字社の存在意義を改めて示すことが必要とされています。

○ 取組内容 ○

1. 医療救護班等の編成状況

災害発生時に、直ちに被災地に派遣できる医療救護班を伊勢赤十字病院に8個班、三重県赤十字血液センターに1個班を編成し、訓練・研修を重ねて災害の発生に備えます。

また、医療救護班を効果的・効率的に関係機関と連携して活動調整等を行うため、日赤災害医療コーディネートチームを伊勢赤十字病院に3チーム編成しています。

	施設	編成数	編成内訳
医療救護班	伊勢赤十字病院	8個班	医師 1名 看護師長 1名 看護師 2名
	三重県赤十字血液センター	1個班	主事 2名
日赤災害医療コーディネートチーム (CoT) ※1			伊勢赤十字病院に3チーム
国内型緊急対応ユニット (dERU) ※2			救護班2班と助産師・薬剤師を加えた14名で1チーム

DMAT※3 (災害派遣医療チーム)	伊勢赤十字病院に3チーム
--------------------	--------------

- ※1 CoT・・・災害時の関係機関との連携及び救護班の活動調整を実施することを目的に平成25年から各支部に設置。被災地の保健医療ニーズを把握し、救護班の活動等に関して、医療の専門的観点から災害対策本部などの調整を担う。
- ※2 dERU・・・(Domestic Emergency Response Unit の略)
仮設診療所設備とそれを運ぶトラックと訓練された救護員、そしてそれらを円滑に運用するためのシステムの総称。(全国に17ユニット)
(配備地: 本社、北海道、岩手、宮城、東京、千葉、長野、静岡、愛知、三重、大阪、兵庫、和歌山、広島、香川、高知、福岡)
- ※3 DMAT・・・(Disaster Medical Assistance Team の略)
災害の急性期(概ね48時間以内)に活動できる機動性を持ち、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チームのことで、広域搬送、病院支援、現場活動等を主な活動とします。



(dERU: Domestic Emergency Response Unit)

2. 救護員の育成 (研修・救護訓練)

救護員の育成については、全国的に統一された研修・訓練を実施することで、更なる質の向上と

新たな要員確保を図り、救護実践力の向上を図ります。

(1) 研修会の実施、参加

- ①赤十字救護班要員研修
- ②支部災害対策本部要員研修
- ③日赤災害医療コーディネート研修会
- ④原子力災害対応基礎研修会
- ⑤こころのケア指導者養成研修会
- ⑥救護班要員登録者研修会
- ⑦ロジスティクス研修会
- ⑧救護班トリアージ研修会
- ⑨赤十字救急法救急員養成研修会
- ⑩こころのケア研修会



(支部災害対策本部要員研修)

(2) 訓練の実施・参加

- ①日本赤十字社第3ブロック支部合同災害救護訓練 (三重県)
- ②三重県総合防災訓練
- ③市町防災訓練
- ④公的防災関係機関主催の訓練
- ⑤三重県図上訓練
- ⑥伊勢赤十字病院大規模災害救護訓練



(日本赤十字社3ブロック支部合同災害救護訓練)

3. 災害救護用資機材の整備

災害時における救護活動を強化するため、資機材の整備を計画的に進めます。

(1) 災害救護用車両の整備

赤十字事業の推進と災害救護対策の充実を図るため、地区分区に災害救護用車両の整備をしています。



(地区分区へ配布する災害救援車両)

(2) 救援物資の備蓄と配分

災害時にいち早く毛布、緊急セット、安眠セット等の救援物資を提供するため、県内の防災拠点備蓄倉庫に分散し備蓄しています。



(毛布)



(緊急セット)



(安眠セット)

4. 防災教育の普及

過去の災害から学んだ知識や教育を、地域の防災・減災として広めていくため、より多くの方々に日本赤十字社の防災セミナーに参加してもらえるよう、ICTの活用やセミナー内容の改善・充実を図り地域住民はもちろんのこと、地区分区や行政の職員等を対象に、広くセミナーを普及していきます。

また、他団体と連携した協働事業を推進することなどにより、地域の災害対応力の強化を図り地域包括ケアシステムにも貢献していきます。

(1) 赤十字防災セミナーのカリキュラム

①日本赤十字社の紹介

日本赤十字社の現在の活動内容や、災害時の役割、防災への取り組みについて理解する。

②災害への備え

自然災害や感染症がもたらす様々な被害から、いのちを守り、その後の暮らしをつなぐために、平時から備えることの重要性（自助・共助）を理解する。

③災害エスノグラフィー

大規模災害の被災者の経験談を通じて、過去の災害を追体験することで被災の具体的なイメージを理解する。

④災害図上訓練（DIG）

地域の防災マップの作成を通じて、防災上の資源や危険箇所等を把握・理解し、個人や地域で予め行うべきことを検討する。

⑤家具安全対策ゲーム（KAG）

自宅（部屋）の平面図を描くゲームを通じて、地震で起こる被害や家具の安全対策の必要性

を把握・理解し、身の安全を守る方法について行うべきことを検討する。

⑥ひなんじょたいけん

大地震における避難所生活の一部をイメージした「避難所をつくるカードゲーム」を通じて、避難所での「避難者の目線で心がける事柄」を理解する。

⑦大雨・台風の避難スイッチ

大雨・台風時のキケンを「自分ごと」としてとらえ、自分と家族の避難行動について考える。

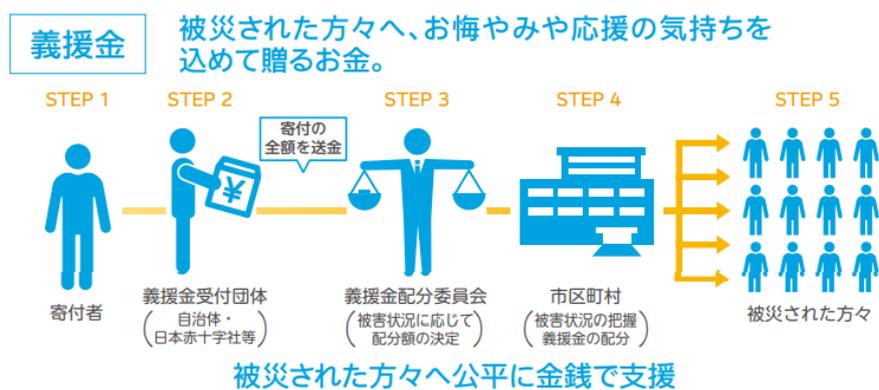


(災害図上訓練 (DIG))

5. 義援金の受付と配分

災害発生時には、被災された方々へのお見舞金である災害義援金の受付を行います。

受け付けた義援金は、第3機関である義援金配分委員会から、都道府県、市町を通じて全額が被災者に配分されます。



6. 臨時救護看護師の派遣

地区区分が主催するイベントに臨時救護所を開設し、看護師を派遣して応急処置等の救護を行います。

2. 国際活動 ～世界で苦しむ人々のために

めざす姿

日本赤十字社は、世界 191 の国と地域に広がる国際赤十字の一員として、世界各地で発生する紛争被害者や災害被害者に対し、緊急救援から復興支援、開発協力支援まで切れ目のない継続的な国際救援活動を実施します。

○ 現状と課題 ○

- 世界各地において、自然災害の頻発化、激甚化や紛争による犠牲者、難民、避難民の増加が生じているなか、国際的な人道支援にも支障が懸念されています。そのため、資金援助だけでなく、人材の養成を図る必要があります。



(避難を余儀なくされる人々：ガザ)



(2025年パキスタン洪水)

○ 取組内容 ○

1. 緊急援助・復興支援・開発協力への支援

三重県支部を含む第3ブロックの8県支部（北陸・東海・長野）合同で、海外諸国の開発協力支援を行います。

(1) 資金援助

① アジア・大洋州給水・衛生支援事業

(東ティモール・マレーシア・ラオス他)

② レバノンプライマリーヘルス・スケールアップ事業 及び医療技術支援事業

③ アフリカ地域保健・教育支援事業

(ナミビア・エスワティニ、マラウイ、ザンビア、
ブルンジ・コンゴ)



(給水・衛生災害対応事業：バングラデシュ)

(2) 海外救援金の募集

世界各地で発生する人道危機などの緊急事態に際し、現地での救援活動や復興支援活動を支援するための海外救援金の募集やNHK 海外たすけあいキャンペーンを実施します。

(3) 国際人道法の理解・促進

「国際人道法普及セミナー」に職員を派遣し、国際人道法に関する知識を習得し、県民に対して国際人道法への理解を促進するため、積極的に啓発活動を行う人材の養成を図ります。

3. 医療事業・保健社会活動

めざす姿

伊勢赤十字病院は、「人道」に基づき人々の生命と健康を守ることを目的とし、平時には質の高い医療サービスの提供を、災害時には医療救護活動に加え地域災害拠点病院としての活動を通して、その役割を果たしています。また、市町の実施する保健衛生活動への協力を行い、幅広く社会に貢献しています。

○ 今後の課題 ○

- 伊勢赤十字病院は、地域医療支援病院、地域がん診療連携拠点病院、救命救急センター、地域周産期母子医療センター、地域災害拠点病院、がんゲノム医療連携病院、紹介受診重点医療機関等の指定を受けており、県南部地域の基幹病院として大きな役割を果たしています。また、県内唯一の精神科身体合併症病棟を設置しており、精神症状を伴う急性期の身体疾患患者の診療が可能です。2027年度から始まる新たな地域医療構想の策定においては、2040年を見据えた医療体制が協議されることとなり、伊勢志摩地域・松阪地域では高度急性期病院が1つに集約される可能性があります。伊勢赤十字病院が、その高度急性期病院に選ばれるためには更なる医療機能の充実が必要となります。しかしながら、少子高齢化による疾病構造の変化、受診意識の変化、人口減少、実質マイナスとなった診療報酬の改定などが原因で、コロナ禍を脱した後も2年続けて医業収支は悪化し、厳しい状況は続いています。令和8年度の診療報酬改定では診療報酬本体の引き上げにより収支改善の期待はあるものの、病院独自でも改善に取り組まなければなりません。更なる紹介患者獲得、デジタル化や効率化による業務のスリム化などに積極的に取り組む必要があります。
- 労働集約型産業である医療においては、医療従事者への過度の負担が問題視されており、厚生労働省も「医療従事者の働き方改革」を推進しています。伊勢赤十字病院においても、令和6年4月に適用された医師の時間外労働の上限規制への対応をはじめとした「働き方改革」を推進しています。また、全国的にも看護師の病院離職が深刻化しており、必要な人材確保や離職対策のため負担軽減対策にも取り組む必要があります。今後、生産年齢人口の減少に伴い困難さを増す医療従事者の確保に対応するためにも、職員が心身ともに快適に勤務できる職場環境づくりに取り組む必要があります。

今後も地域に必要とされる病院として存続し続けるため、よりよい職場環境づくり、健全経営及び質の高い医療の提供を実現し、これまで以上に良質な病院運営に尽力してまいります。

○ 取組内容 ○

1. 良質な病院経営

地域の基幹病院として存続し続けるために良質な病院運営を行います。また、以下の数値目標を掲げ、良質な病院経営（健全経営及び質の高い医療の提供）の実現に向けて下記取組を強化します。

項目	令和8年度数値目標	令和7年度(見込)	令和6年度(実績)
[入 院]			
新入院患者数	16,098 人	16,460 人	16,697 人
入院患者延数	198,000 人	195,786 人	207,628 人
平均在院日数	11.3 日	10.9 日	11.9 日
病床稼働率	91.9%	90.9%	96.1%
入院診療単価	91,000 円	89,763 円	85,752 円
[外 来]			
外来患者延数	230,000 人	220,431 人	225,417 人
外来診療単価	32,000 円	31,456 円	31,037 円
[収益的収入]			
病院収益	26,306,510 千円	25,428,064 千円	25,697,883 千円
(再掲)医業収益	25,834,458 千円	24,956,867 千円	25,212,783 千円
(再掲)医業外収益	471,982 千円	470,889 千円	484,782 千円
(再掲)その他収益	70 千円	308 千円	318 千円

(1) 更なる紹介患者獲得

伊勢赤十字病院は紹介受診重点医療機関に指定されており、かかりつけ医からの紹介患者さんに専門的な医療を提供する役割を担っています。より円滑にその役割を果たし、紹介患者数を増やすことは新入院患者数の増加に繋がり、収支改善の一助になることは明確です。その実現のため、利便性がよく、親しみが持てる病院と思っていただけるよう、紹介システムに不備がないか、患者さんへの接遇は行き届いているかなどの課題を常に意識し、本当に紹介したい病院・受診したい病院となるよう努め、紹介患者数増加に繋がります。



出典：厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00003.html)

(2) 高度医療・先進医療

伊勢赤十字病院では、ロボット支援手術やリニアックによる放射線治療などの高度で専門的な治療にも積極的に取り組んでいます。令和7年11月に、手術支援ロボット「DaVinci Xi」を増設し、現在では2台体制でロボット支援手術を実施しています。現在の外科・泌尿器科・産婦人科の3領域に加え、令和8年度には胸部外科領域のロボット支援手術も実施する見込みです。それに伴い、院内に「ロボットセンター」を設立し、DaVinci稼働率の最適化やロボットセンターのブランド力向上を目指します。さらに、令和8年度には三重大学医学部附属病院、桑名市総合医療センター及び済生会松阪総合病院と伊勢赤十字病院の4病院間でDaVinciを接続し、リモートでの手術症例見学・指導が出来る仕組みを導入予定です。これにより、院内だけでなく県内全体のロボット支援手術の技術向上・人材育成の底上げに繋がることが見込まれます。



(2台目の「DaVinci Xi」)

また、令和7年12月にはISO15189認証に向けた訪問審査を受けたところです。ISO 15189とは臨床検査室の国際規格であり、本認証取得は、臨床検査室が質の高い品質管理システムで運営され、正確で精度の高い検査データを出す能力があることの証明になります。伊勢赤十字病院は「がんゲノム医療連携病院」に指定されており、ゲノムという極めて繊細な検体を取り扱うためISO15189の認証取得は必須となります。本認証は取得して終わりではなく、取得以降の維持審査・更新審査が必要となるため、高品質な臨床検査室の維持が必要となります。伊勢赤十字病院では今後維持するだけでなく、より高品質な臨床検査室となるよう日々改善に努めます。



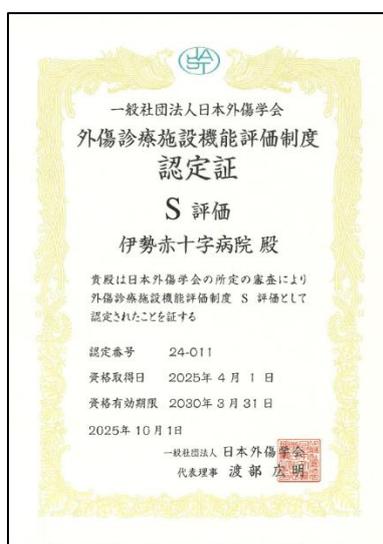
(出典：日本適合性認定協会 (JAB) 臨床検査室の認定 ISO 15189 パンフレット)

(3) 救急医療

県南唯一の救命救急センターとして、診察室3室・処置ベッド8床・リカバリーベッド6床を備えた救急外来と、救命病棟（30床）を有しており、心疾患・脳疾患・周産期・小児疾患等の各分野において専門性の高い救急医療を24時間365日提供できる体制を構築しています。

また、伊勢赤十字病院は三重大学医学部附属病院とともにドクターヘリ基地病院としての役割を担っており、離島や山間部が多い三重県において、救命率の向上や後遺症の軽減などに貢献するとともに、伊勢志摩区域はもとより県南部の救急医療における最後の砦として、その役割を果たします。

令和7年10月には、県下初の外傷診療施設機能評価の認定を得ることができました。これは、日本外傷学会が審査認定するもので、伊勢赤十字病院の救命救急センターが重症外傷にも十分対応可能であり、質の高い医療を提供していることを示します。



(外傷診療施設機能評価認定証)

(4) 災害医療

赤十字の使命である災害時の医療救護活動を迅速に展開できるよう、常備救護班8班と災害医療派遣チーム（Disaster Medical Assistance Team）を3チーム編成します。また、地域災害拠点病院として、大規模災害や局地災害における多数傷病者の受入れ、病院機能維持等を目的とした訓練・研修を実施します。

日本赤十字社の救護活動の柱の一つである「こころのケア」についても、災害発生早期から開始することにより、被災者及び支援者のストレスを軽減すると同時に、必要な場合には専門家チームにも確実につないでいくことで、ストレス障害の予防の手助けとなることが期待されています。伊勢赤十字病院では「こころのケア研修」を開催し、職員が災害救護活動に必要な「こころのケア」についての基礎的な知識・技術を習得できるよう努めています。



(大規模災害訓練の様子)

(5) デジタル化・効率化

厚生労働省は、保健、医療、介護業務のデジタル化による業務の効率化及び質の向上を目指す取り組みを推進しています。これらの取り組みは総じて医療 DX（デジタル・トランスフォーメーション）と呼ばれ、全国の医療機関が取り組むべき課題となっています。伊勢赤十字病院では、令和8年3月に電子カルテシステムのリニューアルを予定しており、さらにデジタル環境を充実させ、生成 AI をはじめとした最新の技術を取り入れ、職員の業務効率化を推進し、さらには患者さんの利便性・安全性の向上や医療の質向上に繋げていきます。

また、労働人口減少により人材確保は年々困難になってきています。人材確保だけでなく離職対策という観点でも IT や IoT による業務のデジタル化は促進していなければなりません。現在でも説明業務の動画化を促進するため AI 動画作成ソフトを導入しており、スムーズな業務連絡を実現するためのチャットツールの導入も決定しています。令和8年度は、搬送ロボットや調剤ピッキングシステムの導入も検討を進め、業務のスリム化をさらに促進します。

2. 労働環境の整備

これまでの日本の医療は、医師の長時間労働によって支えられており、危機的な状況にあると言われています。医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想されます。長時間労働を解消し、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人はもとより、医療の質や安全を確保することにもつながり、持続可能な医療提供体制を維持する上で喫緊の課題です。伊勢赤十字病院では、令和6年4月1日から適用された医師の時間外労働の上限規制に対応するために策定した「医師労働時間短縮計画」に基づき、医療従事者の負担軽減をはかり、より働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。

また、三重県が平成27年に創設した「女性が働きやすい医療機関認証制度」についても、伊勢赤十字病院は平成28年度に初認証を受け、3年毎の更新審査を継続し、令和7年度にも再認証を受けております。職員の能力を十分発揮できるよう働きやすい職場をつくることは、患者さんに質の高い医療を提供するためにも欠かすことはできません。今後も、更なる働きやすい環境づくりに努めていきます。



(「女性が働きやすい医療機関」 認証書)

3. その他

令和7年11月に伊勢赤十字病院公式 Instagram を開設しました。地域住民や患者さんに向けて伊勢赤十字病院に関する取り組みや魅力をわかりやすく発信し、信頼性やブランド力の向上を目指すとともに、リクルート活動や外部向け研修・イベント情報のタイムリーな提供に活用してまいります。ぜひフォローをお願いいたします。



(Instagram アカウムの QR コード)

4. 赤十字看護師の養成 ～医療の担い手を育てるために～

めざす姿

災害救護活動や国際救援活動などに従事できる幅広い能力と、赤十字の理念である人道を具体的な活動として実践できる、豊かな人間性を備えた看護師を養成します。

○ 現状と課題 ○

■ 地域の災害対応や保健、医療、福祉等の分野で重要な役割を担うことができる看護師は、社会からも大きな期待が寄せられる存在となっています。

三重県支部では、県内高校生の日本赤十字豊田看護大学への進学を促進するため、赤十字特別推薦選抜制度として、三重県支部長推薦枠を設けて赤十字看護師の養成を図っています。

赤十字が目指す看護師像や同大学の魅力を積極的に PR し、資質の高い学生の確保に努める必要があります。



(日本赤十字豊田看護大学)

○ 取組内容 ○

日本赤十字社の保健・医療・福祉事業や災害等における救護活動を担える優秀な人材を、安定的に確保し、卒業後は伊勢赤十字病院で活躍できる赤十字看護師の確保に努めます。

- (1) 日本赤十字豊田看護大学赤十字特別推薦選抜
- (2) 日本赤十字社三重県支部日本赤十字豊田看護大学奨学金制度



(先輩看護師による OJT)

5. 血液事業

めざす姿

三重県赤十字血液センターは、採血事業者及び製造販売業者として関係法令等を遵守し、国、地方公共団体及び医療関係者とともに、血液事業の安全性の向上や安定供給の確保に務め、血液製剤の適正使用を推進し、公正かつ透明な実施体制の確保に取り組み県民の健康増進に貢献しています。

○ 現状と課題 ○

■ 血液製剤の安定供給

血液製剤については、医療機関からの要請に応じ 365 日、24 時間供給できる体制を整え、日本赤十字社東海北陸ブロック血液センターと調整を図りながら供給しています。安心で安定的な供給を実現するため、医療機関のニーズや血液需要を的確に把握する必要があります。また、医療機関からの緊急配送の要請に迅速に対応するため、医療機関の協力のもと不定期的な随時配送を減少させることで定時配送率の向上を図り、血液製剤の Web 発注を推進することで効率的な供給体制を整備していきます。

■ 計画的な献血者の確保

有効期限のある輸血用血液を医療機関からの需要に応じて確保していくために、また、献血者が一時的に集中することによる密集・密接を避けるため「予約献血」を推奨しています。現在では複数回献血クラブ「ラブラッド」のアプリから献血の予約や事前の間診回答が可能となり、より献血にご協力いただく方の利便性向上を進めています。さらに、令和 8 年 1 月より従来の献血カードが廃止され、アプリへ一本化されました。アプリの新規登録者確保にも注力し、アプリを通じて様々な情報発信を行っていくことで、献血者確保に努めます。

少子高齢化の進行により、献血可能人口は減少傾向にあり、今後輸血用血液製剤の安定供給に支障をきたす恐れがあります。三重県においても特に 10 代～40 代の献血離れが深刻となっており、若年層献血者確保に向けた取り組みが喫緊の課題となります。このため、県内の高等学校での献血セミナーの実施、高校・大学等への学域献血の実施に注力するとともに、血液センターの見学会や親子献血教室の開催などで将来の献血基盤となる小中学生及び高校生への献血の理解促進を図ります。

■ 血液製剤の安全性の向上

日本赤十字社では献血血液の細菌汚染の防止対策として、問診の強化、赤血球製剤の有効期間の短縮、初流血除去の導入などの対策を講じてきましたが、更なる安全性の向上を図るため、令和 7 年 7 月 30 日より血小板製剤の細菌スクリーニング検査が全国導入されました。細菌スクリーニング検査導入後は、従来よりも採血から供給までに時間を要することから、より精度

の高い需要予測を行うことで、安全性の高い血液製剤を安定的に確保できるように努めます。

○ 取組内容 ○

1. 血液製剤の安定供給

医療機関からの血液製剤の供給依頼に対応するため、日本赤十字社東海北陸ブロック血液センターと需給調整を行い、血液製剤を適切に保管・管理し安定供給に努めます。

(1) 令和8年度 輸血用血液製剤供給計画

区 分	令和8年度 計画	令和7年度 計画比	令和7年度 計画	令和7年度 見込み
赤血球製剤	60,300 単位	98.4%	61,300 単位	58,187 単位
血漿製剤	21,800 単位	106.9%	20,400 単位	21,006 単位
血小板製剤	92,500 単位	97.4%	95,000 単位	92,000 単位
計	174,600 単位	98.8%	176,700 単位	171,193 単位

(2) 医療機関との連携

主要医療機関の輸血担当者と綿密なコミュニケーションを図り、手術予定や血液内科における輸血予定を把握することで、血液製剤の使用状況を事前に推測することができ、ニーズに合わせた安定的な血液製剤の供給を図ります。さらに、三重県合同輸血療法委員会と連携を図り、医療機関への輸血に関する適正な情報発信にも努めます。

また、令和5年度より段階的に緊急車両への「デジタルタコグラフ」導入を開始しており、走行時間・速度・走行距離などをリアルタイムで記録し、急ブレーキ等も検知するため、安全運転管理に資することができます。



(医療機関用情報提供フライヤー)



(献血運搬車)

2. 計画的な献血者の確保

県内で必要な血液は県内の献血で確保するという方針のもと、東海北陸ブロック内（7県）の需給計画に基づく採血計画を策定し、県内3か所（津、四日市、伊勢）の献血ルーム及び県内各企業

や団体等に出張する移動採血車による献血の受入れを実施します。

若年層の献血については、少子化の進行により将来の献血可能人口の減少が予測されることから、国の献血推進計画や「日本赤十字社長期ビジョン」を踏まえ、若年層を対象とした献血推進活動を強化します。

(1) 令和8年度 採血計画

区分	令和8年度 計画	令和7年度 計画比	令和7年度 計画	令和7年度 見込み	
全血採血	38,366人	99.8%	38,455人	38,392人	
成分採血	血漿	15,333人	103.7%	14,788人	15,267人
	血小板	8,923人	104.7%	8,524人	8,812人
計	62,622人	101.4%	61,767人	62,471人	

(2) ラブラッドアプリを活用した献血予約及び事前問診の推進

血液事業では、複数回献血および献血予約率の向上を図るとともに、ICT 技術を活用した献血依頼業務の近代化と効率化を図るために、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」アプリを導入しています。令和8年1月からは従来の献血カードや献血手帳が廃止されラブラッドアプリに統一されたことにより、ますますアプリへの入会促進を積極的に進めるとともに、ラブラッドアプリを利用した献血予約及び事前問診を推進します。



(ラブラッドアプリ)

(3) 複数回献血者の確保

血液製剤の安定供給には献血者の複数回協力が重要であり、キャンペーンの実施や次回予約の推進等により、複数回献血への誘導・協力を図ります。また、献血ルームでの献血者に対して全血・成分献血の献血間隔の説明や血液の不足する時期等について説明し、年間を通じた継続的な協力を推進します。

(4) 若年層献血者の確保

教育委員会の協力のもと公立高校での献血セミナー及び献血の実施を推進するとともに、私立高校や専門学校及び大学等での献血セミナー及び献血実施に向けた働きかけを行います。また、「献血親子教室」や「キッズ献血」等のイベントにより献血可能年齢以下層への献血啓発を実施します。

学生献血ボランティアの育成に注力し、同年代からの献血に関する情報発信や、LINE@や X (旧 Twitter) 等の SNS を利用した広報活動を実施します。



(高校生献血推進会議の開催)



(「献血親子教室」の開催)

(5) 行政及び協力団体との連携

愛の血液助け合い運動月間やはたちの献血キャンペーン等を行政及び関係団体と連携して実施します。また、県・市町・民間団体（ライオンズクラブ等）と連携した啓発活動や、地元企業とタイアップした「ふるさと企業献血応援キャンペーン」を実施して、関係団体との連携を強化します。



(ふるさと企業献血応援キャンペーン)

3. 血液製剤の安全性の向上について

日本赤十字社での血小板製剤における輸血後細菌感染の安全対策については、献血時の皮膚消毒、問診の強化、初流血除去及び保存前白血球除去等の実施に加え、期間を短くすることにより細菌感染が発症しないよう対策を講じてきましたが、更なる安全対策として、令和7年7月30日より血小板製剤全品培養による細菌スクリーニング検査を導入いたしました。このことにより、患者様の輸血後感染症のリスクが減少し安全性が向上しました。一方で、従来よりも採血から供給までに時間を要することから、今後は需要予測の精度向上に努めて、安全性の高い血液製剤を安定的に確保できるようにいたします。

4. 救急法等の講習 ～とっさの手当ができる人を一人でも増やしていくために～

めざす姿

赤十字の使命である「人のいのちと健康、尊厳を守る」ために、救急法等の講習を通じて、広く地域住民に救命・健康・安全意識に関する知識・技術の普及を図ります。

また、講習指導の質を高める指導員研修や講習を効果的に実施するための講習資機材の整備に取り組みます。

○ 現状と課題 ○

- いざという時の応急手当のみならず、災害時の避難生活における健康管理など、災害時にも活用できる救急法等の講習事業を通して、地域の公的機関や関係団体等と顔の見える関係づくりを推進し、地域レジリエンスの向上に貢献する必要があります。
- 教本の電子書籍化や動画媒体を利用した自己学習システムの導入を推進し、講習受講者の利便性の向上、講習時間の短縮化を行う必要があります。
- 地域包括ケア推進団体との連携を強化するため、行政や社会福祉協議会等が行う地域づくりの仕組みの中での講習普及の推進を目指します。
- 日本赤十字社の講習事業は、令和8年12月に100周年の節目を迎えます。これまで講習事業を築き続けてきた多くの方々に感謝するとともに、次の100年に向けた思いを新たに赤十字の使命である「人のいのちと健康、尊厳を守る」を体現する講習事業の意義を赤十字内外へ広く発信していきます。

○ 取組内容 ○

1. 講習の実施

多くの方が健康と安全に役立つ知識と技術が習得できるよう、受講者や指導員等の安全の確保と感染防止を徹底し、県内各地で講習会を開催します。

(1) 講習の普及計画

	救急法	健康生活支援	幼児安全法	水上安全法	計
一般普及講習	600名	60名	60名	30名	750名
短期講習	9,000名	2,000名	2,000名	1,500名	14,500名
計	9,600名	2,060名	2,060名	1,530名	15,250名



(救急法講習)



(健康生活支援講習)



(幼児安全法講習)



(水上安全法講習)

(2) ICT の推進による救急法等講習事業の実施体制の強化

自己学習システムの導入を段階的に進め、講習受講者の利便性の向上を図り、講習の短縮化に向けた取り組みを実施します。また、各講習の動画を公開し、繰り返し実技を確認できるようにし、内容の習熟に役立てられるよう努めます。



(オンラインによる講習)

(3) 指導員のスキルアップ研修

救急法等の各種講習指導員を対象に、日々進化する知識・技術を習得するため、講習指導員のスキルアップ研修会を開催し指導技術の向上に努めます。

(4) 講習資機材の整備

幼児安全法の講習展開のための講習人形の整備をします。

(5) 健康生活支援講習指導員養成講習会の開催

「住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができること」を目指して、支援活動に必要な知識と技術を習得し地域の担い手になっていただくことを目的に指導員養成講習を開催します。

2. 日本赤十字社講習事業 100 周年記念事業の実施

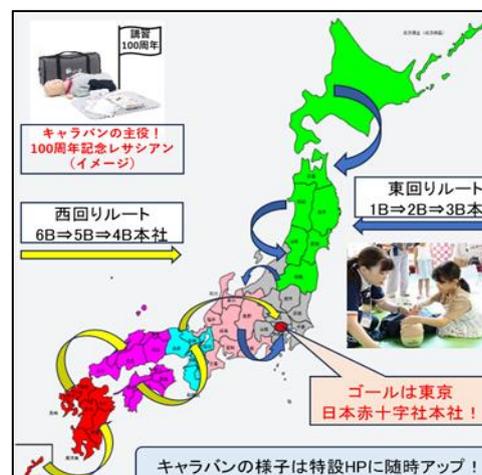
日本赤十字社の講習事業は、令和 8 年 12 月に 100 周年を迎えます。この節目を日本赤十字社として、これからの講習事業の更なる推進のための機会としてとらえ、全社一体となり、赤十字内外へ広く発信していきます。

(1) 赤十字講習 100 周年記念キャラバンの実施

キャラバンセット（AED トレーナー、半身人形、旗等）が全国各支部を回り、その資材を使い講習普及イベントを実施します。

(2) 赤十字講習 100 周年記念シンポジウムへの参加

(3) 赤十字講習 100 周年記念写真アーカイブ&モザイクアートの作成



3. 自助・互助のしくみが根付いた地域づくりへの貢献

(1) 災害救護支援センターを活用した講習

県民、企業、団体等が参加する赤十字講習会・施設見学を通じ、救急法等講習・防災セミナーなど、人の命と健康を守るための技術、知識の伝達を行う研修機能を整備します。

(2) 地域包括ケア関係機関の訪問

三重県及び県下市町地域包括ケア担当課等と連携し、各機関の活動状況を把握するとともに、地域づくりの仕組みの中で、「健康生活支援講習」の普及を図ります。

5. 青少年赤十字活動 ～自ら「気づき、考え、実行する」人を育てるために～

めざす姿

児童・生徒が赤十字の精神に基づき、実践目標（「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」）を大切に活動が学校教育の中で展開されるよう、指導者の養成や資質の向上、青少年赤十字メンバーのリーダー養成を図ります。

社会環境や教育現場の変化に合わせた学びの機会を提供し、自ら「気づき、考え、実行する」子どもたちの育成に取り組めます。

○ 現状と課題 ○

- 学校教育の中で、国際人道法の基本理念など的人道的価値観やボランティア精神を育み、実践してよりよい未来の創り手を育成する青少年赤十字を広めるためのしくみの整備に取り組む必要があります。
- 加盟校促進のためには、魅力ある青少年赤十字活動を周知していくことが大切です。青少年赤十字活動の普及と青少年赤十字加盟登録の拡大を図る必要があります。

令和7年度青少年赤十字 加盟登録の状況	幼稚園 保育園 こども園	小学校	中学校 義務教育学校	高等学校 特別支援学校	計
登録校・園数（校・園）	72	246	85	9	412
メンバー数（人）	4,025	51,553	23,351	248	79,177
指導者数（人）	892	4,679	2,106	210	7,887

- 青少年赤十字の活動内容をより充実させていくためには、赤十字の人道教育の知見と意欲を備えた指導者の養成や資質の向上が求められています。そこで、研修会等を開催し、指導者の養成と資質の向上のための取り組みを強化する必要があります。
- 南海トラフ地震など大規模災害から人々のいのちを守るために、教育現場と連携した防災教育の推進について、強化を図る必要があります。

○ 取組内容 ○

1. 青少年赤十字活動の普及と青少年赤十字加盟登録の拡大

青少年赤十字活動は、「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」を実践目標として、「気づき」「考え」「実行する」を態度目標に、青少年赤十字の普及と青少年赤十字加盟登録の拡大に努め取り組みます。

(1) 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センターの開催



(小学校トレセン：防災・減災)



(中学校トレセン：救急法)



(高校トレセン：タベのつどい)

(2) 青少年赤十字加盟校への活動助成と未加盟校への普及活動の推進

(3) 青少年赤十字出前授業の実施

(4) 三重県青少年赤十字新聞の発行（年2回）

(5) 中学校連絡協議会（国際交流会）の開催

(6) 支部社屋の社会見学等の実施

(7) 青少年赤十字のつどいの開催

(8) 手洗いチェッカー貸出事業の実施

(9) 青少年赤十字活動資金（一円玉募金）の募集



(出前授業：「手洗い体験」)

2. 青少年赤十字指導者の育成及び資質向上

青少年赤十字指導者の育成及び資質向上のために、研修会等を開催するとともに、指導者の確保に努めます。

(1) 三重県青少年赤十字指導者養成研修会の開催

(2) 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター指導者養成講習会への参加

(3) 指導主事対象青少年赤十字研究会への参加

(4) 青少年赤十字活動報告会の開催



(青少年赤十字活動報告会)

3. 防災教育の強化

南海トラフ地震など大規模災害から人々のいのちを守るために、青少年赤十字防災教育プログラム『ぼうさいまちがいさがし きけんはっけん!』、『まもるいのち ひろめるぼうさい』の出前授業とともに、「避難所体験ゲーム」「家まですごろく」などのゲームを取り入れ、楽しく防災について学ぶ青少年赤十字出前授業を開催し、教育現場と連携した防災教育の強化に努めます。



(ぼうさいまちがいさがし きけんはっけん)



(避難所体験ゲーム)



(家まですごろく)

4. 青少年赤十字活動と赤十字関係団体等との連携

(1) 研修会等へ参加しやすい体制の整備と活動報告会の実施

青少年赤十字の指導者である教員が、宿泊研修等に参加しやすい環境作りのため、県・市町教育委員会と連携しながら、青少年赤十字活動の普及に取り組みます。

また、各校の加盟校における活動内容を共有できる報告会を開催し、活動を共有することで、取り組みの底上げを図ります。

(2) 賛助奉仕団・青年赤十字奉仕団等との連携

賛助奉仕団に対し、青少年赤十字加盟登録校・園の現状や活動状況を共有し、青年赤十字活動への積極的な参加と支援体制を築き、加盟校の増加に繋がります。



(小学校トレセンで運営に携わる賛助奉仕団員)

(3) 血液センターとの連携強化

若年層献血の推進と青少年赤十字活動の充実を図るため、血液センターとイベントや出前事業等を連携し実施します。

5. 支部社屋を活用した教育プログラム・研修会の実施

支部社屋を活用して社会見学等を計画し、「防災・減災」に関するプログラムを実施することで、青少年赤十字活動を周知します。

6. 令和8年度主な会議・研修等計画について

区分	事業名	開催場所	予定時期	参加者
全 国	青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター指導者養成講習会	国立オリンピック記念センター	5月29日～ 5月31日	青少年赤十字指導者
	青少年赤十字全国指導者協議会総会・研修会	本社	7月	会長
	指導主事対象青少年赤十字研究会	本社	8月	県・市教委
	青少年赤十字中央講習会	本社	10月	指導者
	青少年赤十字スタディー・センター	山中湖 東照館	3月 (4泊5日)	高校生
	青少年赤十字検討委員会	本社	年3回	指導者
ブ ロ ッ ク	青少年赤十字指導者協議会長及び支部担当者研究会	(WEB開催)	6月	会長 支部担当者
支 部	三重県青少年赤十字高等学校連絡協議会・顧問会議	県内	4・9・2月	高校生 指導者
	三重県青少年赤十字指導者協議会役員会	県内	5・2月	役員
	青少年赤十字活動報告会	県内	5月	指導者
	三重県青少年赤十字指導者養成研修会	県内	6月	指導者
	三重県青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター「小学校」	県内	7月 (2日間)	小・指導者
	三重県青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター「中学校」「高等学校」	県内	7・8月 (2泊3日)	中・高生 指導者
	三重県青少年赤十字中学校連絡協議会 (国際交流会)	県内	12月	中学生 指導者
	青少年赤十字のつどい(高校)	県内	12月	高校生 指導者

6. 赤十字ボランティア(奉仕団)活動～心と心の通う地域社会を実現するために～

めざす姿

奉仕団がより主体的に活動できるよう、研修会を充実させるとともに、若い世代に向けて SNS を活用した情報発信を強化し、奉仕団同士の交流を促進していきます。

さらに、ボランティア活動の幅を広げるため、ボランティアの立場から中心的な指導者となる支部指導講師を育成し、積極的なボランティア活動が行えるように取り組みます。

○ 現状と課題 ○

- 人口減少や少子高齢化な社会形態の急速な変化にともなう地域コミュニティの衰退で、赤十字ボランティアの高齢化をはじめ、新たな担い手が不足し、団員数も減少傾向にあります。日本赤十字社の人的協力基盤であるボランティアについて、新たな人たちが赤十字のボランティア活動に興味を持ち気軽に参加できるよう、参加しやすいしくみやコーディネーション強化策を構築する必要があります。

三重県支部奉仕団組織状況 (令和7年10月1日現在)		団員数(人)		
		男	女	計
地域奉仕団	10 市※1	109	739	848
	5 町※2	42	614	656
	小 計	151	1,353	1,504
青年奉仕団	三重青年赤十字奉仕団	6	11	17
	小 計	6	11	17
特殊奉仕団 (専門技術をもった ボランティア)	日赤三重県支部点訳奉仕団	13	97	110
	日赤三重無線奉仕団	32	6	38
	三重県赤十字安全奉仕団	37	59	96
	三重県赤十字たすけあい奉仕団	9	10	19
	三重県赤十字てのひら奉仕団	2	28	30
	伊勢赤十字病院奉仕団	0	82	82
	日赤三重県支部災害ボランティア	22	27	49
	三重県青少年赤十字賛助奉仕団	13	11	24
小 計	128	320	448	
合 計		285	1,684	1,969

※1 いなべ市、桑名市、亀山市、津市、松阪市(休団中)、伊勢市、尾鷲市、熊野市、志摩市、伊賀市

※2 菰野町、朝日町、南伊勢町、大紀町、紀北町

- 各市町に結成されている地域奉仕団は 29 市町のうち 15 市町（10 市 5 町）です。
地域に根差した赤十字活動のさらなる推進のため、県内における地域奉仕団の組織率の向上及び活性化を図る必要があります。
- 赤十字ボランティア（奉仕団）は、地域奉仕団・青年奉仕団・特殊奉仕団から成り立っており、各奉仕団の活動は、多種多様となっています。各奉仕団が主体的に活動を継続できるよう地域や関係団体と連携しながら支援の強化を図る必要があります。
- 奉仕団の資質向上のため、研修体制を充実させるとともに、指導者としての役割を担う支部指導講師の確保を図る必要があります。

○ 取組内容 ○

1. 奉仕団の体制強化

(1) 地域との連携

各団の状況を把握し、地区区分と情報共有するとともに、それぞれの地域や社会課題の解決に向けた奉仕団活動の支援を行います。

(2) 奉仕団員の確保

既存の奉仕団は、団員の高齢化や減少などの要因により、組織の弱体化が懸念されています。若年層団員を確保するため、広報誌やマスメディア、SNS 等により、各奉仕団の活動を広く周知するとともに、組織力を生かした奉仕団主体の地域活動の強化に努めます。

本年 1 月 21 日に新たに鈴鹿市に地域奉仕団が誕生しますが、全国の状況と比較すると低位となっています。引き続き、地域奉仕団のない市町については、各地区区分と連携を図り、新たな奉仕団づくりに努めます。

2. 奉仕団活動の活性化

(1) 活躍の場の拡大

地域のニーズを把握し、それに合わせた赤十字活動の普及・会員増強活動・講習普及等を行うことにより、各地域コミュニティにおける自助・共助の仕組みづくりの一端を担います。

- ① 近年、激甚化、頻発化する自然災害等に備えるため、救護ボランティアの育成や赤十字防災セミナー・炊き出し訓練等を実施し、地域での防災活動の力を高めます。
- ② 一人暮らしの高齢者や生活に不便を感じる外国人など、それぞれの地域の特性に応じた支援活動が求められております。そのニーズに即した社会活動が展開できるよう検討していきます。
- ③ 三重県支部社屋の移転整備を契機に、新たな社屋を利用した奉仕団の活動メニューを検討し、

活躍の場の拡大を図ります。



(イベントでの無線体験：津市)



(仮設住宅でのボランティア活動：石川県能登町)

(2) 青少年赤十字加盟校・園との連携

青少年赤十字加盟登録校・園と連携し、活動ができる仕組みづくりを支援します。

(3) 情報共有体制の強化

奉仕団同士が活動状況や優良事例等を共有し、職員が奉仕団をサポートするための体制・機能の強化に資するため、奉仕団の活動状況の把握・分析ができる仕組みづくりを支援します。

(4) 資機材の配備

各奉仕団の主体的な活動を支援するため、活動助成金の交付や資機材を配備します。

3. 研修体制の強化

(1) 研修体制の充実

奉仕団の資質向上を図るため、各種研修体制・内容を見直し充実させるとともに、本社及びブロック開催の研修会等への参加を支援します。

また、地域社会の担い手である各奉仕団員に対して、赤十字各講習会の受講を促進し、各地域における主体的な活動に繋げるよう支援します。



(災害ボランティア研修)

(2) 支部指導講師の育成

研修内容の充実のためには、赤十字に対する深い理解と優れた知識・技術・経験を有するスタッフの確保が不可欠です。

赤十字ボランティアとして豊富な経験を有している者や、指導的な立場にあった者等の中か

ら、ボランティアの指導・研修を行う支部指導講師を育成し、奉仕団研修会での活動に向けた仕組みづくりを支援します。

6. 令和8年度主な会議・研修等計画について

区分	行事名	開催場所	時 期
本社	赤十字ボランティア・リーダー研修会	本 社	8月
	赤十字奉仕団中央委員会	本 社	5月
	青年赤十字奉仕団全国協議会	本 社	5月
		(WEB 開催)	2月
	全国青少年赤十字賛助奉仕団協議会総会	本 社	7月
	全国青少年赤十字賛助奉仕団協議会役員会	本 社	7月
			2月
	赤十字奉仕団支部指導講師研修会	本 社	2月
YABC 研修	本 社	3月	
赤十字奉仕団等ボランティア活動研修会	本 社 (WEB 開催)	年 3回	
ブロック	青年赤十字奉仕団代表者及び支部担当者会議	三重県	6月
	赤十字奉仕団委員長並びに担当者会議	石川県	9月
支部	地域奉仕団連絡協議会	津 市	6月
	赤十字奉仕団三重県支部委員会	津 市	6月
	赤十字ボランティア・リーダーシップ研修会	津 市	6月
	災害ボランティア研修会	津 市	7月
	赤十字ボランティア基礎研修会	津 市	12月
	赤十字防災セミナー	各地域	随時
他県	HIV/AIDS ピアリーダー研修会	京都府内	未定

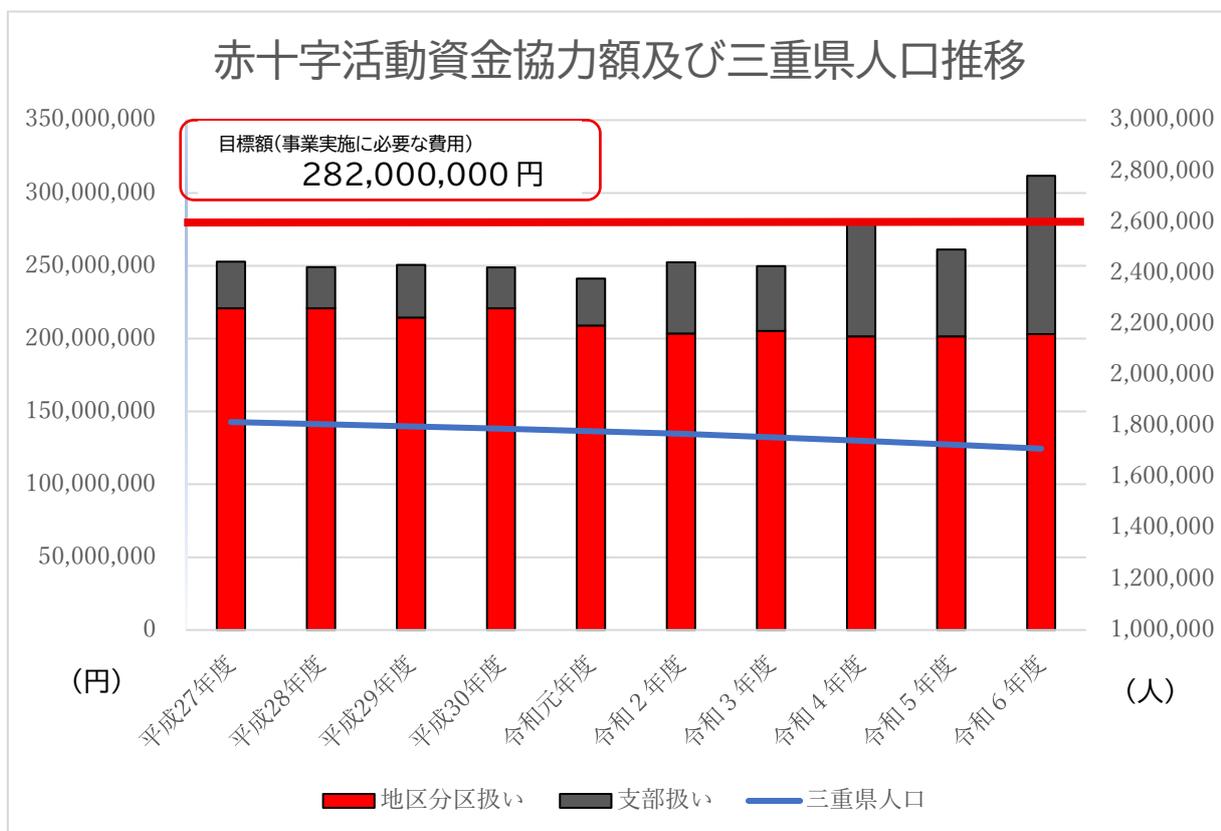
7. 赤十字会員の増強と活動資金の募集～赤十字運動基盤の強化のために～

めざす姿

赤十字活動を今後も継続的に展開していくためには、赤十字会員の増強と活動資金の安定確保を図っていくことが極めて重要です。毎年5月を「赤十字運動月間」として全国一斉に会員増強運動を展開しています。本年度も、地区・分区をはじめ、自治会、町内会、赤十字奉仕団、有功会等関係者のご協力を得ながら、会員制度の普及と会員募集に積極的に取り組みます。

○ 現状と課題 ○

- 近年、人口減少や自治会未加入世帯の増加等の社会構造の変化に伴い、自治会や町内会を通じて募集している地区分区扱いの活動資金は、減少傾向にあります。将来にわたり日本赤十字社がその使命を果たし続けるためには、赤十字事業実施に必要な目標額（2億8,200万円）を集め、地区分区扱いの活動資金を維持・増強に努める必要があります。
- 赤十字事業を安定的に継続していくために、新規会員の加入促進及び既存会員・寄付者の定着・継続の促進にかかる取組を実行していく中で、特に支部扱いの法人社資の強化に努め、企業の社会貢献志向に的確に応えるなど法人会員との関係性の構築・向上を目指した戦略的、かつ効率的なアプローチをする必要があります。



○ 取組内容 ○

1. 令和8年度活動資金目標額

令和8年度の活動資金目標額は、前年度と同額の2億8,200万円と設定し、地区・分区及び自治会など関係機関の理解と協力を得ながら目標額の確保に努めます。

予算区分 募集区分	一般社資額	法人社資額	計
地区分区募集額	243,000千円	10,000千円	253,000千円
支部募集額	16,000千円	13,000千円	29,000千円
計	259,000千円	23,000千円	282,000千円

2. 地区分区との協力体制の推進

地区・分区との連携強化のために以下の3点に取り組んでいきます。

(1) 地区分区担当者との会議開催

年に2回、赤十字会員増強運動対策会議、打合せ会議を開催し、地区分区の担当者と事業計画や活動資金募集運動について話し合いを行います。また、4月には赤十字業務担当職員研修会を開催し、赤十字の活動や、事務手続きの方法等を共有します。



(地区分区担当者研修会)

(2) 地区分区調査の実施

インターネットのアンケートフォームを活用した地区分区調査を毎年実施し、地区分区の課題や現状の把握に努めます。また、3年に1回、地区分区を訪問して、地域における課題や、支部への要望等の意見をいただき、地域のニーズに寄り添った赤十字活動が実施できるよう努めていきます。

(3) 地区分区における行事への参加

地域でのお祭りや、防災訓練など、地区分区から派遣依頼を受けた行事へ積極的に職員や指導員、ボランティアを派遣します。

お祭りでのブース出展や、防災訓練での救急法講習会、防災セミナー等の実施を通して、地域の防災力向上の一助となれるよう努めていきます。



(「元気です たまきまつり」へのボランティア派遣)

3. 既存会員による継続的な活動資金支援の促進

(1) 会員への定期的な情報提供

赤十字会員に対して、広報誌「日赤みえ」や本社作成の会員誌「Cross Com Book」を送付し、定期的に活動の報告を実施します。また、広報誌発送時に振込用紙を同封することで、継続的な活動資金への協力を依頼します。

(2) 有功章等贈呈式の開催

銀色有功章以上の受章者を対象に、有功章等贈呈式を開催し、支部長から受賞者へ表彰品贈呈を行います。また、式典内で赤十字の事業報告を行い、継続的な活動資金への協力を依頼します。



(一見支部長から受賞者へ表彰品贈呈)

(3) 三重県支部社屋等での会員のご紹介

高額の協力をいただいている会員のお名前を支部社屋エントランスへ掲示したり、ホームページや広報誌等でお名前を紹介したりすることで、会員の皆さまへ感謝の気持ちをお示しします。



(支部社屋 名誉会員銘板)

(4) 有功会との連携強化

有功会は、日本赤十字社の金色・銀色有功章受章者の有志の方々により組織されている赤十字支援団体です。個人会員・法人会員を合わせて120人・社が所属し、年間1,000万円を超える活動資金の協力をいただいています。

有功会会長・副会長を通じて、有功会会員や関連企業へ協力を呼びかけ、赤十字支援の輪を広げていただけるよう協力を要請します。



(有功会総会)

<有功会 会長・副会長一覧>

(敬称略)

会長	(株)百五銀行 取締役会長 山崎 計
副会長	(株)三十三銀行 特別顧問 岩間 弘
副会長	トヨタカローラ三重(株) 代表取締役会長兼社長 永井 宏明
副会長	三重交通グループホールディングス(株) 取締役 田端 英明

4. 新規会員の増強に向けた取り組み

(1) ダイレクトメールの送付

義援金・救援金協力者や、県内の法人へダイレクトメールを送付し、新規会員の獲得を目指します。

(2) 団体等を通じた新規法人への協力依頼

社会貢献志向に的確に応えるなど法人会員との関係性の構築・向上をめざし、県内の商工会議所、建設業協会、医師会、産業廃棄物協会等、県内の各種団体に対して、協力を要請し、団体に所属している企業へ活動資金への協力依頼を行います。

(3) 広報活動の強化

プレスリリースを積極的に発出し、メディアへの露出機会の増加を目指します。また、赤十字の活動が多くの人々の目に触れるよう、SNS やフリーペーパー、地区区分内での広報誌、ホームページなど様々な媒体を活用していきます。赤十字がどんな活動をしているのか、多くの人々に知っていただけるように努めます。

5. 遺贈・相続財産寄付の推進

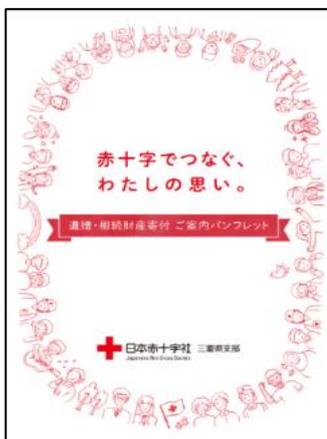
近年、「自分が築いた財産を社会のために役立てたい」「故人の遺産を社会のために役立ててほしい」といった尊いお申し出が増えています。日本赤十字社は、このような尊い思いに応えるために遺贈、相続財産寄付の受け入れの推進を行っています。

(1) 遺贈に関する協定の締結

株式会社百五銀行・株式会社三十三銀行との連携を強化し、遺贈の円滑な実現を推進します。

(2) 「遺贈・相続財産寄付のご案内パンフレット」を活用

税理士会、弁護士会、司法書士会、行政書士会、金融機関等を通じた協力を呼びかけます。



(案内パンフレット)

8.赤十字の普及と広報活動の推進～赤十字をもっと知っていただくために～

めざす姿

赤十字の理念や活動、さらに事業の根幹である赤十字会員の増強と活動資金の安定確保のため、赤十字の行っている活動の意義を知っていただくことに重点をおいた分かりやすい広報活動と、より多くの理解者を求める広報展開をする必要があります。

○ 現状と課題 ○

- 赤十字運動月間やNHK 海外たすけあいキャンペーン等、マスメディアを活用した広報展開をしています。より幅広い世代に赤十字への支援者を増加させるためには、積極的にマスメディアに赤十字活動の情報を提供し、メディアへの露出機会を増やす必要があります。
- 赤十字の使命に基づく「人間のいのちと健康、尊厳を守る」様々な事業を会員等支援者の皆様により深く理解や共感をいただくために“伝わる広報”を意識し、「赤十字運動月間チラシ」、「日赤みえ」を作成することと、ホームページやSNS (X、Instagram) を活用し、積極的に広報活動を推進する必要があります。
- 赤十字の活動は、それぞれの地域で実施されることから、赤十字と地域との関りは密接なつながりがあります。そのため、地区・分区等が主催する地域のイベントに積極的に参加し、広報活動の強化を図る必要があります。

○ 取組内容 ○

1. 赤十字の普及

赤十字の理念と事業を県民に広く普及するため、ニュースリリースの積極的な配信によるメディアアプローチに加え、広報誌の発行やホームページ、SNS を通じた情報発信に注力します。

また、赤十字運動月間キャンペーンを中心とした各キャンペーン展開やイベントにより、赤十字運動への参画推進（会員・寄付者・ボランティアの拡大など）へとつなげていきます。

(1) 赤十字運動月間キャンペーン（5月1日～31日）

毎年5月は「赤十字運動月間」として全国一斉に会員増強運動を展開します。キャンペーン期間中は、マスメディアの協力を得て、赤十字に関連するイベント等を実施します。

三重県支部においても、地区・分区、自治会、町内会等の協力に加え、各種広報活動を通して赤十字の理解者を増やし、新たな支



(赤十字運動月間ポスター)



(津駅前での運動月間啓発活動)

援につなげるよう努めます。

- (2) ACTION! 防災・減災キャンペーン (9月1日～30日、3月1日～31日)
- (3) NHK 海外たすけあいキャンペーン (12月1日～25日)

2. マスメディアを活用した広報の強化

(1) 広報CMスポット放送

日本赤十字社では、主要放送局(キー局)でのテレビCMを放映し、認知度を上げるとともに、寄付未経験の方でも、今後寄付に対する意識が醸成された時に日本赤十字社が選ばれるような長期的なコミュニケーション戦略を実施します。

三重県支部においても、本社が作成した広報CMスポットの放送を地元テレビ局、ラジオ等で実施し、県内に向けて幅広く広報します。

- ①三重テレビ放送
- ②ケーブルテレビ放送
- ③FM三重放送



(トレセンで取材を受ける高校生)

(2) ニュースリリースによる広報活動

県政記者クラブを通じて県内マスメディアへのニュースリリースを発信し、テレビ、新聞等に赤十字の活動を取り上げてもらえるよう努めます。

3. 赤十字月間資材の活用

- (1) 自治会を通じて、赤十字会員増強運動月間の依頼用チラシの配付
- (2) 各地区分区の自治会での月間ポスター掲示
- (3) 月間リーフレットの配付
- (4) 広報啓発用ティッシュの配付

4. 広報誌等を活用した広報の強化

「赤十字運動月間チラシ」、広報誌「日赤みえ」等を発行し、赤十字会員や県民の皆さんに対し、赤十字事業や活動資金の使途についての情報提供に努めます。

- (1) 月間チラシの発行
- (2) 広報誌「日赤みえ」の発行
- (3) 赤十字会員へ会員誌「Cross Com Book」の送付
- (4) 赤十字救急法等講習案内パンフレットの発行

5. ホームページや SNS を活用した広報の強化

自治会未加入世帯や将来赤十字の支援者となり得る若年層をターゲットに、赤十字活動への関心を抱くようホームページや X、Instagram により日々の赤十字活動を発信します。

6. 地区・分区と連携した広報の強化

地区・分区等と連携し、各地域に広く赤十字活動を周知します。

- (1) 各地区分区での懸垂幕、のぼりの掲出
- (2) 各市町へのバナーリンクの設置や広報誌の配布

7. イベント等を通じた広報活動

地区分区等が主催する地域のイベントに積極的に参加し、赤十字の活動パネル展示等を通じて活動の再認識や交流を図るとともに、地域住民に対して赤十字活動を PR します。また、社屋の移転を記念して赤十字イベントを実施し、多くの来館者に新しい赤十字を周知していきます。



(商業施設のイベントブースへの出展)

8. 支部社屋での研修会・施設見学の開催

支部の社屋移転を機に、赤十字の活動や施設について広く理解を深めていただく機会として、施設見学と研修会をセットにしたプランを作成し、自治会が開催する研修会・学校等の社会見学で活用いただけるよう周知していきます。



(支部施設見学)

9. 日本赤十字社創立 150 周年を契機とした広報活動

日本赤十字社は令和 9 年に創立 150 周年を迎えます。

ビジョンの実現に向けた機運醸成を目的として、社内外に対し、赤十字の理念やこれまでの活動、そして未来に向けた「目指す姿」等を広く発信し、共感を得るとともに、世の中の「救いたい」という想いを結集するための本社や県内各施設と連携し、さらなる赤十字活動の周知に努めます。



9. 事業実施体制等の推進 ~日赤の「めざす姿」を実現するための仕組みづくり、人づくり~

めざす姿

多様化する社会において継続可能な事業運営に向け、事業運営上の課題等を踏まえた事業実施体制の構築を進めます。また、ガバナンス強化に向けた内部統制機能の高度化を図る監査を継続するとともに、評価制度や研修による職員の成長支援や安定的な人材確保に向けた採用活動を強化します。

○ 現状と課題 ○

- 会員や社会に対する説明責任をより一層果たすために、日本赤十字社では三様監査（監事及び監査委員による監査、監査法人等による会計監査、本社監査部門による内部監査）を実施し、日本赤十字社への理解と信頼性の向上を図る必要があります。

- 評価制度や研修による職員の成長支援や安定的な人材確保に向けた採用活動を強化します。

○ 取組内容 ○

1. ガバナンスの強化とコンプライアンスの遵守

(1) 監査体制の充実と強化

日本赤十字社では、業務の管理及び執行並びに会計を監査するため、外部監査法人による会計監査、支部監査委員による監査委員監査、本社監査部門が行う内部監査の三様体制をとっています。これらの監査等を通して、県民から信頼される組織づくり、適正かつ効率的な業務執行に努めます。

- ①支部監査委員による監査の実施
- ②監査法人等による会計監査の実施
- ③本社監査部門による内部監査の実施

(2) 支援者等に対する説明責任の徹底

赤十字の事業の更なる理解を得ていくために、評議員会や広報誌等を通じて、会員、ボランティアはもとより、広く県民の皆さまに対しても誠実かつ丁寧な説明責任を果たしていきます。

(3) コンプライアンスの推進

社会からの期待と信頼に答えていくために、職員一人ひとりが法令や社内規則の遵守し、事案が発生した際には迅速かつ適切に対応できるよう研修を実施し、さらなる信頼性の向上を図っていきます。

2. 事業推進のための会議の開催

(1) 評議員会の開催

県内の市、郡及び関係団体から選出された 26 名の評議員をもって組織し、評議員会を年 2 回開催しています。赤十字関係 3 施設（支部、病院、センター）の事業計画・予算、事業報告・決算等について審議するほか、支部長、副支部長及び監査委員等の選出にもあたります。

① 第 1 回（令和 8 年 6 月）

- ・令和 7 年度日本赤十字社三重県支部（支部・病院・センター）事業報告並びに、一般会計及び医療施設特別会計歳入歳出決算等に関する件
- ・その他重要な業務に関する件についての審議

② 第 2 回（令和 9 年 2 月）

- ・令和 9 年度日本赤十字社三重県支部（支部・病院・センター）事業計画並びに、一般会計及び医療施設特別会計歳入歳出予算等に関する件
- ・その他重要な業務に関する件についての審議



(支部評議員会)

(2) 参与会議の開催

支部の事業計画及び会員増強・活動資金の募集について、地区分区の連合自治会長等から意見を聴取するために年に 1 回、参与会議を開催しています。

- ・令和 9 年度日本赤十字社三重県支部の事業計画等に関する件
- ・令和 9 年度会員増強・活動資金の募集運動について
- ・その他重要な業務に関する件について

3. 赤十字精神をもった職員の成長支援と優秀な人材確保

(1) 人材育成

本社等が主催する研修との連携を図りながら計画的な人材育成に努めるほか、外部機関が主催する専門研修などの様々な研修も利用し、総合的なスキルアップを図ります。

また、各事業や職種を越えて共通の目的、方向性を認識して行動できる人材を育成します。

①階層別研修

一般的な業務遂行能力の向上と、役職・職務階層に必要な知識習得や能力開発を目的に実施します。

- ・新規採用職員研修
- ・中堅職員研修
- ・新任係長級職員研修
- ・新任課長級職員研修

②職能別・課題別研修

階層・職種にとらわれず、特定のテーマや課題に関する知識を習得することを目的に実施します。

(2) 優秀な人材の確保

多様な社会ニーズやリスクへ柔軟に対応しながら赤十字事業を推進するためには、優秀な人材確保が重要です。県内赤十字施設の事務系職員については、引き続き支部において一括して採用活動を行い、赤十字の将来を担う職員の確保に努めます。

(3) 適正な労働環境とワークライフバランスの実現

安定的な事業を運営していくには、職員が健康で安心して働ける労働環境の整備が重要となることから引き続き、職員の体と心の健康の保持・増進を図るため、健康診断・ストレスチェックの受診勧奨、メンタルヘルス・ハラスメント防止研修の実施、健康増進に関する情報提供等を行います。

また、適正な労働時間の管理と残業時間の削減、育児・介護と仕事の両立を考慮した働き方の推進、有給休暇取得の促進により、職員の余暇の時間を確保し、様々な活動への参加や自己啓発の促進を行い、職員のワークライフバランスの環境を整え、働きやすい職場づくりを進めます。

13. 令和8年度予算

1. 一般会計歳入歳出予算（日本赤十字社三重県支部）

歳 入						
科 目	8年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A) - (B)	(A) の内訳		
	千円	千円	千円	千円		
社 資 収 入	282,000	282,000	0	一 般 社 資 収 入	257,500	
				法 人 社 資 収 入	24,500	
補助金及び交付金収入	6,618	5,689	929	補 助 金 及 び 交 付 金 収 入	6,618	
繰入金収入	4,320	5,824	-1,504	資 金 繰 入 金 収 入	4,320	
資産収入	0	0	0	資 産 収 入	0	
雑収入	2,817	3,128	-311	負 担 金 収 入 等	2,807	
				雑 収 入	10	
前年度繰越金	25,163	30,248	-5,085	前 年 度 繰 越 金	25,163	
計	320,918	326,889	-5,971		320,918	

歳 出						
科 目	8年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A) - (B)	(A) の内訳		
	千円	千円	千円	千円		
災 害 救 護 事 業 費	45,218	47,605	-2,387	災 害 救 護 指 導 事 業 費	25,341	
				災 害 救 護 装 備 費	12,867	
				非 常 災 害 救 援 物 資 整 備 費	0	
				救 護 看 護 師 指 導 養 成 費	7,010	
社 会 活 動 費	65,284	69,450	-4,166	救 急 法 等 普 及 費 等	19,160	
				奉 仕 団 活 動 費	13,684	
				青 少 年 赤 十 字 活 動 費	20,866	
				医 療 事 業 費	7,104	
				血 液 事 業 費	4,470	
国 際 活 動 費	1,203	1,205	-2	国 際 救 援 活 動 費	1,203	
指 定 事 業 地 方 振 興 費	0	1,500	-1,500	指 定 事 業 地 方 振 興 費	0	
地 区 分 区 交 付 金 支 出	45,740	44,986	754	地 区 分 区 交 付 金 支 出	45,740	
社 業 振 興 費	32,510	33,282	-772	社 業 振 興 費	18,136	
				広 報 活 動 費	14,374	
積 立 金 支 出	40,944	36,541	4,403	災 害 等 資 金 積 立 金	0	
				施 設 整 備 準 備 資 金 積 立 金	35,000	
				退 職 給 与 資 金 特 別 会 計 積 立 金 支 出	5,944	
総 務 管 理 費	37,073	37,342	-269	評 議 員 会 等 諸 費	319	
				総 務 管 理 費	36,134	
				監 査 費	620	
資 産 取 得 及 び 資 産 管 理 費	6,546	8,553	-2,007	資 産 取 得 及 び 資 産 管 理 費	6,546	
本 社 送 納 金 支 出	41,700	41,625	75	本 社 送 納 金 支 出	41,700	
予 備 費	4,700	4,800	-100	予 備 費	4,700	
計	320,918	326,889	-5,971		320,918	

2. 医療施設特別会計歳入歳出予算（伊勢赤十字病院）

1 収益的収入及び支出

(収入)

(単位:千円)

科目	令和8年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A) - (B)	(A) の内訳
第1款 病院収益				
第1項 医業収益	25,834,458	25,752,358	82,100	入院診療収益・外来診療収益・保健予防活動収益・受託検査収益等
第2項 医業外収益	471,982	494,501	△ 22,519	受取利息・補助金等収益・その他の収入（不動産貸付収益・駐車場収益等）
第3項 医療社会事業収益	70	73	△ 3	
第4項 付帯事業収益	0	0	0	
第5項 特別利益	0	0	0	
合計	26,306,510	26,246,932	59,578	

(支出)

(単位:千円)

科目	令和8年度予算額	前年度予算額	比較増減	
第1款 病院費用				
第1項 医業費用	27,319,038	27,442,667	△ 123,629	材料費・給与費・委託費・設備関係費・研究研修費・経費
第2項 医業外費用	123,034	129,415	△ 6,381	支払利息・看護師等委託養成費・本部繰出金等
第3項 医療奉仕費用	158,161	154,642	3,519	医療社会事業費用・社会活動費
第4項 付帯事業費用	0	0	0	
第5項 特別損失	415	34,176	△ 33,761	固定資産除却損・固定資産売却損
第6項 法人税等	0	0	0	法人税・住民税及び事業税負担額
第7項 予備費	30,000	30,000	0	
合計	27,630,648	27,790,900	△ 160,252	

収支差額 △ 1,324,138 千円

2 資本的収入及び支出

(収入)

(単位:千円)

科目	令和8年度予算額	前年度予算額	比較増減	
第1款 病院収入				
第1項 固定負債	490,857	1,417,500	△ 926,643	
第3項 その他資本収入	1,208,268	2,250,062	△ 1,041,794	
合計	1,699,125	3,667,562	△ 1,968,437	

(支出)

(単位:千円)

科目	令和8年度予算額	前年度予算額	比較増減	
第1款 病院費				
第1項 固定資産	836,685	2,680,742	△ 1,844,057	
第2項 借入金等償還	862,440	986,820	△ 124,380	
合計	1,699,125	3,667,562	△ 1,968,437	

3 予算の積算基礎となる患者数

(単位:人)

科目		令和8年度予算額	前年度予算額	比較増減	
外来患者数	年間	230,000	230,000	0	
	1日平均	958	954	4	
※入院患者数 (入院患者延数)	年間	198,000	208,820	△ 10,820	
	1日平均	542	572	△ 30	

(単位:円)

外来診療単価	1日1人当たり	32,000	32,000	0	
入院診療単価 (※による)	1日1人当たり	91,000	86,000	5,000	

令和8年度事業計画書

発行 令和8年2月

発行元 日本赤十字社三重県支部

住所 三重県津市あのみつ台

四丁目8番5

TEL 059-264-7700(代表)